

仰星ニュースレター

ワンポイント会計基準

vol.111 四半期財務諸表における繰延税金資産の回収可能性

今回は、四半期財務諸表における繰延税金資産の回収可能性についてご説明します。

四半期財務諸表に計上された繰延税金資産についても、原則として、年度決算と同様の方法により回収可能性の判断を行うこととなるため、四半期決算日ごとに、将来の回収見込みについて見直しを行います（四半期会計基準 14 項、四半期適用指針 94 項）。

しかし、四半期会計期間ごとに収益力に基づく一時差異等加減算前課税所得、タックス・プランニングに基づく一時差異等加減算前課税所得、あるいは将来加算一時差異について改めて判断することを求めるのは実務上過度な負担を強いることになるとも考えられることから、繰延税金資産の回収可能性の判断について、簡便的な取扱いが設けられています。

（その1）簡便的な取扱い ～経営環境等に著しい変化が生じていない場合～

重要な企業結合や事業分離、業績の著しい好転又は悪化、その他経営環境の著しい変化（以下、「著しい変化」とします。）が生じておらず、かつ、一時差異等の発生状況について前年度末から大幅な変動（以下、「大幅な変動」とします。）がないと認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングを利用することができます。（四半期適用指針 16 項、回収可能性適用指針 本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正〔設例〕 36 2,(3)）

（その2）簡便的な取扱い ～経営環境等に著しい変化が生じた場合～

一方、著しい変化が生じ、又は、大幅な変動があると認められる場合には、繰延税金資産の回収可能性の判断にあたり、財務諸表利用者の判断を誤らせない範囲において、前年度末の検討において使用した将来の業績予測やタックス・プランニングに、当該著しい変化

または大幅な変動による影響を加味したものを使用することができます。(四半期適用指針 17 項)

ここで、著しい変化が生じ、又は、大幅な変動があると認められる場合とは、具体的には、適用指針第 15 項から第 32 項に記載された「企業の分類」を変更しなければならない程度の著しい変化または大幅な変動が生じた場合などが考えられます。(回収可能性適用指針 本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正〔設例〕 36 2,(3))

なお、回収可能性適用指針が公表されたことに伴い、回収可能性適用指針「本適用指針の公表による他の会計基準等についての修正」において、関連する会計基準等の文言が修正されていることに留意が必要です。

※参考基準等

四半期会計基準：四半期財務諸表に関する会計基準

四半期適用指針：四半期財務諸表に関する会計基準の適用指針

回収可能性適用指針：繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針